

コミュニティホール七間町利用許可申請書

令和 年 月 日

管理者 公益財団法人静岡市まちづくり公社 理事長 宛て

申請者	団体名	_____
	代表者	_____
	住 所	_____
	電 話	_____
担当者	氏 名	_____
	電 話	_____

コミュニティホール七間町設置要綱第7条の規定により、施設の利用許可を受けたいので、注意事項を承諾し、次のとおり申請します。

利 用 日	令和 年 月 日	利用予定人数	人
利用目的			
利用施設 及び 利用区分	施設名	利用区分 9:00~18:00の間 (1時間単位)	利用料金
	ホール	時 分から 時 分まで	円
	会議室1	時 分から 時 分まで	円
	会議室2	時 分から 時 分まで	円
		施設利用料金合計	円

※ 1時間単価 ホール4,000円 会議室1,400円

備品類	冷暖房 (ホール)	1時間 750円	利用当日精算
	舞台照明設備	1時間 750円	
	プロジェクター	ホール 1,000円 会議室 500円	
	50インチテレビ	会議室 500円	

※受付印	※許可年月日	
	※許可番号	
	※利用料金の減額・免除	

※印欄は記入しないでください。

※ 裏面は注意事項

(利用の不許可)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- (2) その団体の構成員等が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。
- (3) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 建物及び付属設備を損傷するおそれ、その他管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(利用の取消し等)

第14条 管理者は、施設利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、施設利用の許可条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく要領に違反したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が必要であると認めるとき。

【施設利用申請にあたっての注意事項】

◆利用時間

利用時間は必ず守ってください。利用時間には、催事の本番だけでなく、搬入、準備、撤収、原状回復までを含みます。

◆定員の遵守

消防法の規定並びに危険防止のため、各会場の定員を超える入場は、固くお断りいたします。

◆禁止行為

- ①第三者への利用権の譲渡、転貸、転売若しくはこれらに類すること
- ③火気及び火災の危険がある物品等を使用しないこと。
- ④利用許可を受けていない施設を利用すること。
- ⑤施設管理者の許可を得ずに、館内の内外で寄付金等を募集したり、物品や飲食物の販売、陳列または提供をすること。

◆利用許可書発行後のキャンセル

利用許可書発行内容の変更または取消し(キャンセル)はできない。

◆南海トラフ巨大地震注意報情報

大規模地震特別措置法の規定による巨大地震注意報が発令された場合は、催事の開演中でも利用を中止していただくことがあります。